

NHK 情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第 26 号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

本人が専務理事宛てに送付した平成 25 年 12 月 18 日付けの書簡に関して、本人より、「① 受付から廃棄までの経由部局名、② NHK の処理内容、処理日、③ 廃棄日」について開示の求めがあった。

NHK は、専務理事宛ての書簡を検索できるように体系的に構成した個人情報データベース等で管理していないため、開示の求めの保有個人データは存在せず開示することができないとした。

これに対して、本人より再検討の求めがあった。

2 NHK の見解の要旨

開示の求めの保有個人データは存在しない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの保有個人データは存在しないと認められ、NHK の取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成 26 年 11 月 7 日（第 204 回審議委員会）個人情報第 26 号諮問、審議、答申